

平成20年度 NPOと行政の協働会議 第3回全体会

日 時：平成20年9月16日(火) 13:30~15:30

場 所：ひょうごボランティアプラザ セミナー室

出席者：【NPO部会】坂本、黒田、野崎、山崎、能島、河口、前川

【行政部会】横山、足達(司会)

事務局：小森、高橋、山下、福島、秋澤、荻田、北村、佐伯、藤原

ゲスト参加：県企画県民部政策室地域担当課 竹谷、黒田

(敬省略)

1 開会挨拶(小森)

2 協議題

(1)各専門部会からの報告及び協議

NPO評価部会

前回に協働事業評価部会のほうから一緒にやっていきたいと申し出を受け、話を進めてきた。ただ、協働事業評価部会の運営幹事が8月末まで忙しかったため、まだ合同で開催できていない。9月からスタートしていく。

協働事業評価部会

NPO評価部会と同じ。9月からラストスパートに向けて頑張っていく。

委託事業部会

前回の全体会から2回開催した。議論の中で出てくるのは昨年と同じく、NPOの委託についての積算基準がなく、行政の各部局によってばらつきがあるということ。

また、一般的な経費についても、NPOはボランティアの延長という認識で見られ、管理費や人件費が認められないケースも見られる。認められたとしても、行政も財政難から予算が毎年カットされている。継続した委託についても人件費が下げられており、職員の経験上のスキルが上がっても昇給できないということになってしまう。

支払いについても、NPOは組織の基盤が弱いことから精算払いが多い。しかし、それまでの運営資金をどうすればよいか、借り入れて調達するにしても管理費が認められなければ、金利の出所もない。まだまだ行政の担当者がまだNPOのことを理解していないといえる。

それではどのようにしていくかということについて討議した。一つは県がNPOに委託している事業の中からモデルを抽出し、イベント・企画、施設、調査に分けて現実的な面から検討していくこと。もう一つは、行政も含めた担当者、特に異動で初めてNPOとかかわることになった者でもNPOを理解できるようなQ&A集を作っていくということなので今期は動いている。

つながり部会

8月27日に芦屋市で部会を行った。11月の「あしや市民フェスタ」において、つ

ながら部会としてどのように参画していくかを一から討議した。趣旨説明、事例紹介、パネリストは誰がするのかを話し合っている。本日の午前にもつながり部会を開催しているので、併せて報告願いたい。

全体会のところで出前出張会議をどうするかという議論をこれまで重ねてきて、つながり部会としてモデル的に関わっている芦屋市で行うことになった。11月21・22日の「あしや市民フェスタ」のチラシ案を手元に配っているので参照願いたい。11月21日の13:30~15:30に「あしや市民活動センター」でフォーラムを行う。会場は120人収容できる。当日は市長、副市長が最後まで聞く予定なので、NPOと行政の協働について知ってもらうために何をしたらよいかを話し合った。

今日の午前の部会ではフォーラムのテーマ「みんなで創ろう芦屋の未来~NPOと行政の参画と協働を目指して~」を決めた。フォーラムの構成については、あいさつを芦屋市長、趣旨説明を黒田、パネリストはこの協働会議メンバーでは、地元の河口氏、西宮の能島氏、加古川の田中氏、県からは横山氏。そして芦屋市市民生活部長と尼崎市協働参画課長が出ることに決まった。尼崎市参画課長はNPOの皆さんと一緒にできることを楽しみにしていると言ってくれている。そしてコーディネートを野崎氏が行う。

また、芦屋市でここまで出来たのは、芦屋市社協職員の一言が発端となり、それに河口氏が一緒になって動いてくれたからだと考えている。その芦屋市社協職員にもフォーラムのどこかで話してもらい、社協の存在も出していけたらと考えている。

つながり部会としては市民セクター側のつながりに力点を置いてやってきたが、芦屋市の考えとしては、NPOセンターができたばかりなので、NPOと行政の協働に力点を置きたいという依頼であったことから、今回の形になった。本来のタイトルから少し逸れているが、フォーラムの進行のなかで会場からの意見も交えて工夫していきたい。

芦屋市の中ではこれまでNPOと社協そして行政が話し合う機会が無かった。芦屋市社職員は以前から知っていたが、第1回目の部会で同じテーブルに座って同じ視点で話し合うのは初めてだった。そして、1回目の討議を踏まえて2回目に市内の地縁団体、NPO集まってもらうよう呼び掛けて、市内のたくさんの団体が集まってくれた。参加してくれた人たちも、「こういう集まりはいいよね」と感じていただき、つながり部会とは別に「芦屋つながり部会」が発足した。その中では、次世代を育てることが重要、そのためにも話し合う場が必要ということを感じている。

市民フェスタでは、もっと地縁団体も入れることをあしやNPOセンターも狙っていたが、市の担当課からまずは市のトップの意識を向けて欲しいという意見に合わせる形になった。

本来の目的である地元NPOのつながりについては、「芦屋つながり部会」ができてきているので、そこで目指していく。NPOと行政がどこでつながるのかというのと同じく、NPOと地縁団体がどこでつながったらよいかを課題。9月には地元商工会も入れて地域の活性となる世代をつくるにはどうやっていくのかを話し合う。地域の中で広がっているという実感はある。市民フェスタでつながり部会としては報告書など出すよりは地元で広がっていることを市長、副市長がどういう感想を持つかというところから結果が出でくると考えている。

芦屋のNPOで最初に注目されたのは、美術館の指定管理者からで、歴史は長い。古

くから活動している芦屋らしい団体も少なくない。

昔からある芦屋らしい団体のほとんどはNPOセンターに登録しており、センターの職員が訪問している。活動しなくなってきたところも少なくないため、掘り起こす意味もあって動いている。

自分のところのNPO法人スタッフがここ3年間、芦屋市へ行っており、現在も関わっている。今年4月に「あしやNPOセンター」が法人格を取って、市民活動センターの運営を任されている。作るまではどちらかという行政のほうが熱心で、行政職員が主になって動いていた。行政が市民の力をどのように活用するか、それに市民がどのように応えるかという動きはここ何年か前からあった。今回もその一つの位置づけとしてとらえているのではないかと思う。今、市民活動センターそのものの経済基盤をどう作るのか、どのような委託契約を受けているのかまで踏み込んで話している。具体的な成果はまだ見えていないが、市民活動センターができたことで市民活動の力をどう活用するのかという芦屋市のコンセンサスはあると思う。市民フェスタをつながり部会で一緒にやることはよいことだと思う。ぜひ成功してもらいたい。また、行政が背中を向いている市民活動がついてこない。このように実際に市民活動センターができているのだから、同センターを知ってもらうためのアピールをしてもらいたい。

市の担当者も市長、副市長に理解してもらうことを強調していた。「あしや市民フェスタ」がその原点であり、試金石になるのではないか。

この市民フェスタへの出前出張会議はつながり部会が担当しているが、他の部会が関係ないということではない。他の部会メンバーも協力してもらいたい。毎回、出前出張会議は協働会議メンバーが来ることになっているので、ぜひ来てほしい。

(2)部会報告会について

前日に2年間の各部会の協議についての報告をどのようにするか色々な意見が出たが、時間が足りなくて最後まで詰めることができなかった。本日引き続き協議願いたい。

再度各部会で図る必要があるのではないか。

成果をまとめるのであるから、年度が変わってからにしてはどうか。

それでは、各部会で引き続き討議を続けて、3月末までの成果を年度明けに報告していただくということにしてはどうか。

全員 了解

部会制は今年度で終わる。来年度をどうするか。

次回以降に協議するという事で考えておくこととしたい。

3 構造改革特区制度について

次の議題について本日は、構造改革特区制度について県企画県民部政策室地域担当課から来ていただいているので、説明願います。

構造改革特区制度について、たくさんの方々に理解して活用していただくために、本日のこのような機会を利用して説明している。

構造改革特区制度とは、皆さんが何かのプロジェクトを進めようとした時や事業をやっていると思った時、実情に合わなくなった国の規制があって、それが事業の推進を

妨げることがあると思う。この制度は実情に合わなくなった国の規制を地域限定して改革する。国は改革という言葉を使っているが、規制を廃止、または見直して使い勝手をよくするということである。このように規制を改革して地域を活性化することを目的に作られた制度である。うまくいけば、成功事例は地域限定だけではなく全国展開していくことにもなる。最終的には国の経済活性化を図ることを目的としている。

この制度は大きく二つの柱に分かれている。一つは「特例措置の提案」と言われるもので、自治体だけでなく民間、もちろんNPOも含めて個人でも、この規制をもっと自由にすれば事業がうまくいくというアイデアを国に提案することができる。国のほうで調整して特区としてよいとなれば、メニュー化される。現在63のメニューがある。二つめは「特区計画の申請」というもので、これらのメニューを活用して実際に計画を申請して認定を受けるというものである。19年に養父市が特区計画を申請して認定されている。なお、申請主体は地方公共団体のみであるため、制度を活用するには民間と行政の連携が欠かせない。また、アイデアを提案できるのと、申請できる月が決まっている。時期にもよるが、1年弱くらいは見ておく必要がある。

この制度は6年前にスタートして当初は多くのアイデアが出されたが、近年はやや少なくなっている。また当初は期間を5年間と定めていたが、さらに5年間延長することが確定している。自分たちは民間の意見を広く聞くために企業やNPOに出向いて説明会を行っている。できれば、NPOと県が連携してできそうなアイデアを提案してほしい。何かあればいつでも連絡してもらえればよいし、来てほしいという依頼があれば出向いて説明もする。

規制緩和のことはわかるが、地域交流のハードルはどうするのか。

アイデア提案の際は地域性まで調査しているわけではないので、実際に事業するとすると地元の調整は必要になると思う。

規制緩和は出来ても、地元の調整は別の話になるのか。

先にアイデアがメニュー化され、そうなれば申請できるという制度である。

公営住宅の目的外使用について、特区の制度を使って空き住戸をNPOや地域団体が活動の場として使えるようにしたケースがあった。このような場合、近隣住民から迷惑だから困ると言われた場合、事業ができなくなってしまう可能性もある。

そういうケースは確かにある。メニュー化されたものの1件も申請されていないものもある。実際事業をする段階で何らかの理由でうまくいかず、メニューだけが残ってしまったというように。ただ、メニューが残っているということは、条件を整えば申請できるという前提になるので、メニューが残っていることは無意味ではない。

地元団体やNPOから提案があったものは、どれくらいあるのか。

正確な数は覚えていないが、広く一般の人から吸い上げているケースはたくさんある。

63のメニューについてわかりやすい実例などを入れてまとめたパンフレットみたいなものはあるのか。「構造改革特区制度」と聞くと大仰な印象を受けたが、こうして話を聞くとそうでもなさそうだ。

63のメニューのパンフレットならある。ホームページでも見ることはできる。

地方公共団体の条例に対しても提案は可能か。

この制度では条例は対象外。但し、条例が国の法律に基づいて定められている場合は

可能だが、個別に見ていかないとわからない。

他市でできても自分の市ではできないことがあったが。

おそらく市の判断でできるものではないか。市長の権限でできるものについて国に提案しても、市のほうで判断してくださいという返事になる。

以上をもって、本日の議題は全て終了した。今日決まったことは、つながり部会ではNPOと行政の協働会議の出前出張会議を11月21日の「あしや市民フェスタ」にフォーラムという形で参画する。他の部会のメンバーも参加すること。NPO評価部会と協働事業評価部会は9月以降共同で行っていく。委託事業部会は委託内容にNPOと行政では考え方に違いがあることから、いくつかのモデルを抽出して検討していく。Q&Aのようなものも作成いく方向で進めていく。

そして、各部会で3月まで作業をできるだけ行っていただき、年度明けに報告会を行う。

今の部会制は今年度までであるため、次回か次々回で来年度はどのような体制にしていくかを考えていく。

次回開催日

日時：11月18日(火) 15:00～17:00

場所：ひょうごボランティアプラザ セミナー室